

2019 年中国経済の課題

奈良県立大学特任教授
ジェトロ・アジア経済研究所 上席主任調査研究員
田中 修

I. 主要経済指標

1-9 月期の GDP は 65 兆 899 億元であり、実質 6.7% の成長となった¹。1-3 月期 6.8%、4-6 月期 6.7%、7-9 月期 6.5%、2017 年は 1-3 月期 6.9%、4-6 月期 6.9%、7-9 月期 6.8%、10-12 月期 6.8% である。第 1 次産業は 4 兆 2173 億元、3.4% 増、第 2 次産業は 26 兆 2953 億元、5.8% 増、第 3 次産業は 34 兆 5773 億元、7.7% 増である。付加価値に占める 3 次産業のウエイトは 53.1%、2 次産業は 40.4%、1 次産業は 6.5% である²。

前期比では、1-3 月期 1.5%、4-6 月期 1.7%、7-9 月 1.6% である。2017 年は 1-3 月期 1.5%、4-6 月期 1.8%、7-9 月期 1.8%、10-12 月期 1.5% の成長である。

これを需要項目別の成長率への寄与率でみると、最終消費は 78.0%、資本形成は 31.8%、純輸出は -9.8% であった³。

(1) 物価

① 消費者物価

11 月の消費者物価は前年同月比 2.2% 上昇し、上昇率は 10 月より 0.3 ポイント鈍化した⁴。都市は 2.2%、農村は 2.2% の上昇である。食品価格は 2.5% 上昇し（10 月は 3.3%）、非食品価格は 2.1% 上昇（10 月は 2.4%）している。衣類は 1.4% 上昇、居住価格は 2.4% 上昇した⁵。

(参考) (2017 年 1.6%) 1 月 1.5% → 2 月 2.9% (1-2 月 2.2%) → 3 月 2.1% → 4 月 1.8%
→ 5 月 1.8% → 6 月 1.9% → 7 月 2.1% → 8 月 2.3% → 9 月 2.5% → 10 月 2.5% → 11 月 2.2%
1-11 月期は、前年同期比で 2.1% 上昇した。

前月比では、10 月より 0.3% 下落（10 月は 0.2%）した。食品価格は 1.2% 下落（10 月は

¹ 2010 年 10.6%、2011 年 9.5%、2012 年 7.9%、2013 年 7.8%、2014 年 7.3%、2015 年 6.9%、2016 年 6.7%、2017 年 6.9% である。

² 2017 年のウエイトは 3 次産業 51.6%、2 次産業 40.5%、1 次産業 7.9% である。

³ 2017 年の成長率への寄与率（速報ベース）は、最終消費 58.8%、資本形成 32.1%、純輸出 9.1% である。

⁴ 直近のピークは 2011 年 11 月の 6.5% である。

⁵ 国家統計局によれば、2011 年のウエイト付け改定で、居住価格のウエイトは 20% 前後になったとしている。

−0.3%)した。食品・タバコ・酒価格は0.8%上昇し、物価への影響は約0.23ポイント。うち生鮮野菜は12.3%下落(10月は−3.5%)し、物価への影響は約−0.33ポイント、鶏肉類価格は0.5%上昇し、物価への影響は約0.01ポイント、畜肉類価格は0.2%上昇し、物価への影響は約0.01ポイント(豚肉価格は0.6%下落、物価への影響は約−0.01ポイント)であった。果物価格は3.7%上昇し、物価への影響は約0.06ポイントであった。非食品価格は0.1%下落(10月は0.3%)し、衣類は0.5%上昇(10月は0.8%)、居住価格は0.0%(10月は0.2%)であった。

食品・エネルギーを除いた消費者物価(コア消費者物価)は、11月が前年同月比1.8%の上昇(10月は1.8%)、前月比では0.0%(10月は0.2%)、1−11月期は1.9%の上昇である⁶。

なお、国家統計局は、11月の前年同月比上昇率2.2%のうち食品・タバコ・酒価格は2.5%上昇し、物価への影響は約0.72ポイントとなり、このうち畜肉類価格は0.8%上昇、物価への影響は約0.04ポイント(豚肉価格は1.1%下落、物価への影響は約−0.03ポイント)、鶏肉価格は4.5%上昇、物価への影響は約0.05ポイントである。このほか生鮮野菜価格が1.5%上昇、物価への影響は約0.03ポイント、卵価格が5.2%上昇、物価への影響は約0.03ポイント、果物価格は13.3%上昇、物価への影響は約0.21ポイント、水産品価格は2.0%上昇、物価への影響は約0.04ポイント、食糧価格は0.6%上昇し、物価への影響は約0.01ポイントであった。

また11月の2.2%上昇のうち、前年の価格上昇の本年への影響は約0.3ポイント、新たなインフレ要因は約1.9ポイントである。

なお、国家統計局都市司の縄国慶高級統計師は、前月比の上昇率が10月の上昇から下落に転じた背景として、1)野菜市場の供給が充足し、生鮮野菜価格が下落し、2)豚コレラの影響を受け、一部の産地が疫病を避けるため早めに出荷し、豚肉価格が下落し、牛肉・羊肉は上昇し、CPIを約0.02ポイント押し上げ、3)果物価格が上昇し、4)ガソリン価格が4.9%、ディーゼル油価格が5.2%下落し、CPIを約0.12ポイント押し下げ、5)航空券が5.0%、観光が3.3%、旅館価格が2.3%下落し、CPIを約0.07ポイント押し下げた、6)衣料価格が上昇し、CPIを約0.04ポイント押し上げた、点を挙げている。

また、11月の前年同月比消費者物価上昇幅が、10月より0.3ポイント縮小した特徴として、1)果物・鶏卵・生鮮野菜価格が上昇し、CPIを約0.27ポイント押し上げた、2)牛肉・羊肉・鶏肉・水産品価格が上昇し、CPIを約0.15ポイント押し上げた、3)豚肉価格の下落幅が連続6ヵ月縮小した、4)居住価格の上昇がCPIを約0.52ポイント押し上げ、5)教育・文化・娯楽価格が2.5%、医療保健価格が2.6%上昇し、CPIを約0.50ポイント押し上げ、6)ガソリン価格が12.8%、ディーゼル油価格が14.2%上昇し、CPIを約0.25ポイント押し上げた、としている。

⁶ コア消費者物価は2013年から公表が開始された。

②工業生産者出荷価格

11月の工業生産者出荷価格は前年同月比2.7%上昇した⁷。前月比では10月より0.2%下落（10月は0.4%）した。1-11月期は、前年同期比3.8%上昇した。

（参考）（2017年6.3%）1月4.3%→2月3.7%→3月3.1%→4月3.4%→5月4.1%→6月4.7%→7月4.6%→8月4.1%→9月3.6%→10月3.3%→11月2.7%

1-11月期は、前年同期比3.8%上昇した。

11月の工業生産者購入価格は、前年同月比3.3%上昇（10月は4.0%）した。前月比では10月と同水準（10月は0.7%）であった。1-11月期は、前年同期比4.4%上昇した。

また11月の2.7%上昇のうち、前年の価格上昇の本年への影響は約0.8ポイント、新たなインフレ要因は約1.9ポイントである。

なお、国家統計局都市司の縄国慶高級統計師は、前月比では、11月の上昇から下落に転じたが、その特徴は、1）石油・天然ガス採掘業、石油・石炭その他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業価格が上昇から下落に転じ、この3つでPPIを約0.30ポイント押し下げ、2）鉄金属精錬・圧延加工業が横ばいから下落に転じ、3）非金属鉱物製品業、石炭採掘・洗浄業価格の上昇幅が拡大した、とする。

また、前年同月比では、上昇幅が10月より0.6ポイント縮小したが、その特徴は、1）石油・天然ガス採掘業、石油・石炭その他燃料加工業、化学原料・化学製品製造業、鉄金属精錬・圧延加工業、の上昇幅が縮小し、この4つでPPI上昇幅を約0.74ポイント縮小し、2）石炭採掘・洗浄業、農産副食品加工業、非金属鉱物製品業、の上昇幅が拡大した、とする。

③住宅価格

11月の全国70大中都市の新築分譲住宅販売価格は前月比5都市が低下（10月は4）し、同水準は2（10月は1）であった。上昇は63である（10月は65）。

前年同月比では、価格が下落したのは2都市（10月は3）であった。同水準は0（10月は0）、上昇は68（10月は67）である。

国家統計局都市司の劉建偉高級統計師は、「11月は、各地方が、引き続き都市に応じた施策を行い、精確に施策を行うことを堅持して、地方のコントロールの主体的責任を強化し、不動産市場は全体として安定を維持している。

前月比では、70大中都市のうち、4の一線都市の新築分譲住宅価格は0.3%上昇（10月は同水準）した。うち北京は0.6%、上海は0.5%上昇し、広州は横ばい、深圳は0.2%下落した。31の二線都市の新築価格は1.0%上昇し、上昇幅は10月と同水準であった。35の三線都市の新築価格は0.9%上昇し、上昇幅は10月より0.2ポイント縮小した。

前年同月比では、70大中都市のうち、一線都市の新築価格は1.5%上昇し、上昇幅は前年同月比0.8ポイント拡大した。二線都市の新築価格は11.1%上昇し、上昇幅は前年同月比6.4ポイント拡大した。三線都市の新築価格は10.5%上昇し、上昇幅は前年同月比3.6ポイ

⁷ 直近のピークは2017年2月の7.8%である。

ント拡大した。

15 のホットスポットの都市の新築価格は、前月比で見ると、3 都市の新築価格が下落しており、10 月より 1 増えた。最大の下落幅は 0.5% である。横ばいは 1 都市で、10 月より 1 増えた。上昇は 11 都市で、10 月より 2 減った。最高上昇幅は 2.0% である。前年同月比で見ると、2 都市の新築価格が下落しており、10 月より 1 減った。最大下落幅は 0.4% である。13 都市が上昇し、10 月より 1 増えた。最高上昇幅は 15.4% である」と指摘している。

(2) 工業

11 月の工業生産は前年同月比実質 5.4% 増となった。前月比では、0.36% 増となった⁸。主要製品別では、発電量 3.6% 増 (10 月は 4.8%)、鋼材 11.3% 増 (10 月は 11.5%)、セメント 1.6% 増 (10 月は 13.1%)、自動車 -16.7% (うち乗用車 -18.0%、SUV 車 -20.1%、新エネルギー車 24.6% 増) となっている。10 月の自動車 -9.2% (うち乗用車 -7.1%、SUV 車 -9.7%、新エネルギー車 49.5% 増) に比べ、自動車・乗用車は減速幅が拡大した。地域別では、東部 4.3% 増、中部 6.5% 増、西部 5.6% 増、東北 4.0% 増である。

(参考) (2017 年 6.6%) 1-2 月 7.2% → 3 月 6.0% → 4 月 7.0% → 5 月 6.8% → 6 月 6.0% → 7 月 6.0% → 8 月 6.1% → 9 月 5.8% → 10 月 5.9% → 11 月 5.4%

1-11 月期の工業生産は前年同月比実質 6.3% 増となった。主要製品別では、発電量 6.9% 増、鋼材 8.3% 増、セメント 2.3% 増、自動車 -2.3% 増 (うち乗用車 -0.3%、SUV 車 -4.1%、新エネルギー車 46.4% 増) となっている。

1-11 月期の一定規模以上の工業企業利潤総額は 6 兆 1168.8 億円、前年同期比 11.8% 増 (1-10 月 13.6%) であった。うち国有株支配企業の利潤総額は 1 兆 8087 億円、同 16.1% 増、私営企業の利潤総額は 1 兆 5815.5 億円、同 10% 増である。11 月の一定規模以上の工業企業利潤総額は 5947.5 億円、同 -1.8% であった。

1-11 月期の一定規模以上の工業企業の本業営業収入 100 元当たりのコストは 84.19 円 (1-10 月 84.27 円、前年同期比 0.21 円減) である。11 月末の資産負債率は 56.8% (10 月末 56.7%、前年同期比 0.4 ポイント減) であった。

なお、国家統計局工業司の何平博士は、11 月の利潤の伸びがマイナスになった理由として、主として工業生産販売の伸びの鈍化、工業品出荷価格の上昇幅の縮小、コスト費用の上昇等の影響を受けた、としている。

(3) 消費

11 月の社会消費品小売総額は 3 兆 5260 億円、前年同月比 8.1% 増 (実質 5.8% 増) である。前月比では、11 月は 0.51% 増である⁹。都市は 7.9% 増、農村は 9.3% 増である。一定

⁸ 1 月は 0.57% 増、2 月は 0.57% 増、3 月は 0.37% 増、4 月は 0.62% 増、5 月は 0.52% 増、6 月は 0.38% 増、7 月は 0.45% 増、8 月は 0.50% 増、9 月は 0.47% 増、10 月は 4.7% 増である。

⁹ 1 月は 0.63% 増、2 月は 0.59% 増、3 月は 0.99% 増、4 月は 0.75% 増、5 月は 0.43% 増、6 月は 0.73% 増、7 月は 0.78% 増、8 月は 0.62% 増、9 月は 0.54% 増、10 月は 0.63% 増である。

額以上の企業（単位）消費品小売額は1兆3679億元、同2.1%増であり、うち穀類・食用油・食品10.6%増、アパレル・靴・帽子類5.5%増、建築・内装9.8%増、家具8.0%増、自動車-10.0%、家電・音響機器類12.5%増となっている。自動車の伸びは、10月の-6.4%からマイナス幅が拡大した。

（参考）（2017年10.2%）1-2月9.7%→3月10.1%→4月9.4%→5月8.5%→6月9.0%
→7月8.8%→8月9.0%→9月9.2%→10月8.6%→11月8.1%

1-11月期の社会消費品小売総額は34兆5093億元、前年同期比9.1%増である。都市は8.9%増、農村は10.2%増である。一定額以上の企業（単位）消費品小売額は13兆830億元、同6.1%増であり、うち穀類・食用油・食品10.1%増、アパレル・靴・帽子類8.1%増、建築・内装8.1%増、家具9.8%増、自動車-1.6%、家電・音響機器類8.3%増となっている。

一定額以上のレストランの収入は6.5%増であった。全国インターネット商品・サービス小売額は8兆689億元で、前年比24.1%増となった。うち実物商品は6兆2710億元で、社会消費品小売総額の18.2%を占めている。

（4）投資

①都市固定資産投資

1-11月期の都市固定資産投資は60兆9267億元で、前年同期比5.9%増であった。前月比では0.46%増である¹⁰。地域別では、東部5.8%増、中部10%増、西部3.9%増、東北0.7%増となっている。内資企業は6.3%増で、1-10月期より0.2ポイント増、外資企業は6.1%増、同水準である。

インフラ投資（電力・熱・天然ガス・水生産供給以外）は前年同期比3.7%増（1-10月は3.7%）である。うち、鉄道運輸は-4.5%（1-10月は-7%）、道路輸送は8.5%増（1-10月は10.1%）、水利-4.4%（1-10月は-4.1%）、公共施設1.4%増（1-10月は1.3%）、生態環境保護・環境対策42.0%増であった。

（参考）（2017年7.2%）1-2月期7.9%→1-3月期7.5%→1-4月期7.0%→1-5月期6.1%→1-6月期6.0%→1-7月期5.5%→1-8月期5.3%→1-9月期5.4%→1-10月期5.7%→1-11月期5.9%

②不動産開発投資

1-11月期の不動産開発投資は11兆83億元で前年同期比9.7%増である。うち住宅は7兆8027億元、13.6%増で、不動産開発投資に占める比重は70.9%である。オフィスビルは5423億元、同-12.0%である。地域別では、東部11.3%増、中部5.9%増、西部8.2%増、東北16.2%増となっている。

（参考）（2017年7.0%）1-2月期9.9%→1-3月期10.4%→1-4月期10.3%→1-5月

¹⁰ 1月は0.44%増、2月は0.45%増、3月は0.43%増、4月は0.43%増、5月は0.42%増、6月は0.40%増、7月は0.40%増、8月は0.42%増、9月は0.43%増、10月は0.45%増である。

期 10.2%→1-6 月期 9.7%→1-7 月期 10.2%→1-8 月期 10.1%→1-9 月期 9.9%
→1-10 月期 9.7%→1-11 月期 9.7%

1-11 月期の分譲建物販売面積は 14 億 8604 万㎡で、前年同期比 1.4%増（1-10 月は 2.2%）であった。うち、分譲住宅販売面積は 2.1%増（1-10 月は 2.8%）、オフィスビルは -11.1%（1-10 月は -10.5%）である。地域別では、東部 -5.1%、中部 7.9%増、西部 6.6%増、東北 -4.4%である。

1-11 月期の分譲建物販売額は 12 兆 9508 億円、前年同期比 12.1%増（1-10 月は 12.5%）であった。うち、分譲住宅販売額は 14.8%増（1-10 月は 15.0%）、オフィスビルは -6.4%（1-10 月は -6.5%）である。地域別では、東部 5.6%増、中部 20.6%増、西部 23.5%増、東北 7.3%増である。

11 月末の分譲建物在庫面積は 5 億 2627 万㎡、前月比 162 万㎡減、前年同期比 -11.7%で、うち分譲住宅在庫面積は 204 万㎡減であった。

1-11 月期のディベロッパーの資金源は 15 兆 77 億円であり、前年比 7.6%増（1-10 月は 7.7%）であった。うち、国内貸出が 2 兆 1807 億円、-3.7%、外資が 102 億円、-30.4%、自己資金が 5 兆 619 億円、10.0%増、手付金・前受金 4 兆 9551 億円、15.7%増、個人住宅ローン 2 兆 1420 億円、-0.9%である。

③民間固定資産投資

1-11 月期の全国民間固定資産投資は 37 兆 8432 億円であり、前年同期比 8.7%増である¹¹。

（参考）（2017 年 6.0%）1-2 月期 8.1%→1-3 月期 8.9%→1-4 月期 8.4%→1-5 月期 8.1%→1-6 月期 8.4%→1-7 期 8.8%→1-8 月期 8.7%→1-9 月期 8.7%→1-10 月期 8.8%→1-11 月期 8.7%

（5）対外経済

①輸出入

11 月の輸出は 2274.2 億ドル、前年同月比 5.4%増、輸入は 1826.7 億ドル、同 3.0%増となった¹²。貿易黒字は 447.5 億ドルであった。

（参考）輸出：（2017 年 7.9%）1 月 10.6%→2 月 43.5%（1-2 月 23.7%）→3 月 -3.0%→4 月 11.9%→5 月 11.9%→6 月 10.7%→7 月 11.6%→8 月 9.5%→9 月 14.4%→10 月 15.5%→11 月 5.4%

輸入：（2017 年 15.9%）1 月 37.6%→2 月 6.6%（1-2 月 22.2%）→3 月 14.8%→4 月 22.2%→5 月 26.1%→6 月 13.8%→7 月 27.0%→8 月 20.7%→9 月 14.5%→10 月 20.8%→11 月 3.0%

1-11 月期の輸出は 2 兆 2720.4 億ドル、前年同月比 11.8%増、輸入は 1 兆 9724.4 億ド

¹¹ この統計は 2012 年から公表が開始された。

¹² 前月比では、輸出 4.8%増、輸入 0.2%増である。11 月の季節調整後前年同月比は、輸出 5.7%増、輸入 2.7%増、前月比は輸出 -0.1%、輸入 -15.7%である。

ル、同 18.4%増となった。貿易黒字は 2995.9 億ドルであった。

1-11 月期の輸出入総額が 4 兆 2444.8 億ドル、前年同期比 14.8%増であったのに対し、対 EU12.2%増、対米 10.9%増（10 月は 12.0%）、対英 2.6%増、対日 9.7%増¹³（10 月は 10.6%）、対アセアン 16.6%増である。

1-11 月期輸出の労働集約型製品のうち、アパレル類前年同月比 0.9%増、紡績 9.3%増、靴-2.1%、家具 8.9%増、プラスチック製品 14.1%増、靴 3.1%増、玩具 6.1%増である。電器・機械は同 12.8%増、ハイテク製品は 14.8%増である。

②外資利用

1-11 月期の外資利用実行額は 7932.7 億元（1212.6 億ドル）、前年同期比-1.3%（ドル換算 1.1%増）であった¹⁴。11 月は 921.1 億元（136 億ドル）、同-26.3%（ドル換算-27.6%増）である。

（参考）（2017 年 7.9%）1 月 0.3%→1-2 月 0.5%→1-3 月 0.5%→1-4 月 0.1%→1-5 月 1.3%→1-6 月 1.1%→1-7 月 2.3%→1-8 月 2.3%→1-9 月 2.9%→1-10 月 3.3%→1-11 月-1.3%¹⁵

1-11 月期の製造業は 2410.2 億元、前年同期比 16%増、ハイテク製造業¹⁶は 781.3 億元、同 30.2%増であった。

1-11 月、国内地域別では、中部 566.4 億元、前年同期比 8.7%増、西部 544.5 億元、前年同期比 17.4%増である。11 の自由貿易試験区は同 10.4%増、全体の 12.7%を占める。

1-11 月期、国・地域別では、シンガポール 7.4%、韓国 38.7%増、英国 198.9%増、日本 20.1%増（1-10 月は 24%）、米国 3.7%増、ドイツ 30.2%増、アセアン 15.7%増、EU16.1%増である¹⁷。

③外貨準備

11 月末、外貨準備は 3 兆 616 億ドルであった。10 月末に比べ 86 億ドルの増加（10 月は 339 億ドル減）である。増加は 4 ヶ月ぶりである。

④米国債保有

10 月末の米国債保有高は、前月比 125 億ドル減の 1 兆 1389 億ドルで、17 ヶ月連続 1 位となった。日本は 2 位のままで、95 億ドル減の 1 兆 185 億ドルである。

¹³ 1-11 月期の輸出は 1344.1 億ドル、8.1%増、輸入は 1664.1 億ドル、11.0%増である。11 月の輸出は 139.8 億ドル、4.8%増（10 月は 14.3%）、輸入は 152.9 億ドル、-1.3%（10 月は 3.1%）である。

¹⁴ 伸びは人民元ベースである。

¹⁵ ドルベースでは、2017 年 4%→1 月 0.6%→1-2 月 1.7%→1-3 月 2.1%→1-4 月 2%→1-5 月 3.6%→1-6 月 4.1%→1-7 月 5.5%→1-8 月 6.1%→1-9 月 6.4%→1-10 月 6.5%→1-11 月 1.1%である。

¹⁶ コンピューター、航空・宇宙関連機器、医薬などが含まれる。

¹⁷ 1-11 月、ドルベースでは、シンガポール 48.8 億ドル、韓国 44.3 億ドル、英国 38.2 億ドル、日本 36.6 億ドル、米国 31.7 億ドル、ドイツ 28.3 億ドル、オランダ 11.2 億ドル、である。

(6) 金融

11月末のM2の残高は181.32兆元、伸びは前年同期比8%増と、10月末と同水準、前年同期より1.1ポイント減速した。M1は1.5%増で、10月末より1.2ポイント減速、前年同期より11.2ポイント減速した。11月の現金純放出は457億元であった。

人民元貸出残高は135.21兆元で前年同期比13.1%増であり、伸び率は10月末と同水準、前年同期より0.2ポイント減速した。11月の人民元貸出増は1.25兆元（10月は6970億元）で、前年同期より伸びが1267億元増加している。うち住宅ローンは6560億元増、企業等への中長期貸出は3295億元増であった。

人民元預金残高は177.43兆元で、前年同期比7.6%増であった。11月の人民元預金は9507億元増（10月は3535億元増）で、前年同期より伸びが6148億元減少している。うち個人預金は7406億元増、企業預金は7335億元増であった。

(参考) M2 : 1月8.6%→2月8.8%→3月8.2%→4月8.3%→5月8.3%→6月8%→7月8.5%→8月8.2%→9月8.3%→10月8%→11月8%

11月末の社会資金調達規模残高は199.3兆元であり、前年同期比9.9%増となった。うち、実体経済への人民元貸出残高¹⁸は133.76兆元、12.9%増、委託貸付残高は12.58兆元、-9.6%、信託貸付残高は7.9兆元、-4.9%、企業債券残高は19.79兆元、7.6%増、地方政府特別債券残高7.23兆元、34%増、株式残高は7兆元、6.5%増である。

構成比では、実体経済への人民元貸出残高は67.1%（前年同期比1.8ポイント増）、委託貸付残高は6.3%（同-1.4ポイント）、信託貸付残高は4%（同-0.6ポイント）、企業債券残高は9.9%（同-0.2ポイント）、地方政府特別債券残高は3.6%（同0.6ポイント増）、株式残高は3.5%（同-0.1ポイント）である。

11月の社会資金調達規模（フロー）は1.52兆元であり、前年同期比3948億元減となった。うち、実体経済への人民元貸出は1.23兆元増（伸びは前年同期比874億元増）、委託貸付は1310億元減（同1590億元減）、信託貸付は467億元減（同1901億元減）、企業債券純資金調達3163億元（同2310億元増）、地方政府特別債券純資金調達-332億元（同2614億元減）、株式による資金調達は200億元（同1124億元減）である。

(7) 財政

11月の全国財政収入は1兆775億元で、前年同期比-5.4%となった。税収は8051億元、同-8.3%、税外収入は2724億元、同4.5%増であった。

1-11月期の全国財政収入は17兆2333億元で、前年同期比6.5%増となった¹⁹。中央財

¹⁸ 一定期間内に実体経済（非金融企業と世帯）が金融システムから得た人民元貸出であり、銀行からノンバンクへの資金移し替えは含まない。

¹⁹ 主な収入の内訳は、国内増値税5兆6672億元、前年同期比9.4%増、国内消費税1兆377億元、4.5%増、企業所得税3兆4906億元、9.3%増、個人所得税1兆2987億元、17%増、輸入貨物増値税・消費税1兆6094億元、10.6%増、関税2696億元、-1.5%である。輸出に係る増値税・消費税の還付は1兆3514億元であり、9.3%増である。都市維持建設税は4452億元、11.6%増、車両購入税は3211億元、7.3%増、印紙税

政収入は 8 兆 2167 億元、同 6.2%増、地方レベルの収入は 9 兆 166 億元、同 6.9%増である。税収は 14 兆 9001 億元、同 9.5%増、税外収入は 2 兆 3332 億元、同 -9.1%であった。

(参考) 財政収入 : (2017 年 7.4%) 1-2 月 15.8%→1-3 月 13.6%→1-4 月 12.9%→1-5 月 12.2%→1-6 月 10.6%→1-7 月 10%→1-8 月 9.4%→1-9 月 8.7%→1-10 月 7.4%→1-11 月 6.5%

11 月の全国財政支出は 1 兆 6431 億元、前年同期比 -0.8%であった。中央レベルの支出は 2804 億元、同 12.7%増、地方財政支出は 1 兆 3627 億元、同 -3.2%である。

1-11 月期の全国財政支出は 19 兆 1751 億元、前年同期比 6.8%増、予算の 91.4%であった²⁰。中央レベルの支出は 2 兆 8104 億元、同 9.5%増、地方財政支出は 16 兆 3647 億元、同 6.3%増である。

なお、1-11 月期の地方政府基金収入は 5 兆 8518 億元、前年同期比 27.6%増であり、うち国有地土地権利譲渡収入は 5 兆 3362 億元、同 28.9%増 (1-10 月期は 32.1%増) であった。

11 月末の地方政府債務残高は 18 兆 2903 億元 (全人代批准限度額は 20 兆 9974.30 億元)。うち、一般債務は 10 兆 8616 億元 (同 12 兆 3789.22 億元)、特別債務は 7 兆 4287 億元 (同 8 兆 6185.08 億元) である。なお、1-11 月に新たに増発した一般債券は 8025 億元 (限度額 8300 億元の 97%)、特別債券は 1 兆 3207 億元 (限度額 1 兆 3500 億元の 98%) である。

(8) 雇用

11 月の全国都市調査失業率は 4.8%で、前年同期比 0.1 ポイント下降した。31 大都市調査失業率は 4.7%で、前年同期比 0.2 ポイント低下した (年間目標は、いずれも 5.5%以内)。なお、25-59 歳の調査失業率は 4.4%で、10 月と同水準である。

(参考) 全国都市調査失業率 : 1 月 5.0%→2 月 5.0%→3 月 5.1%→4 月 4.9%→5 月 4.8%→6 月 4.8%→7 月 5.1%→8 月 5.0%→9 月 4.9%→10 月 4.9%→11 月 4.8%

31 大都市調査失業率 : 1 月 4.9%→2 月 4.8%→3 月 4.9%→4 月 4.7%→5 月 4.7%→6 月 4.7%→7 月 5.0%→8 月 4.9%→9 月 4.7%→10 月 4.7%→11 月 4.7%

1-11 月期の新規就業者増は 1293 万人 (年間目標 1100 万人以上)²¹、前年同期比 13 万人増である。

は 2066 億元、-1.1% (うち証券取引印紙税は 952 億元、-10.4%)、資源税は 1529 億元、22.5%増、環境保護税は 150 億元である。地方税では、契約税 5263 億元、前年同期比 18.9%増、土地増値税 5216 億元、13.9%増、不動産税 2625 億元、8%増、都市土地使用税 2204 億元、0.1%増、耕地占用税 1159 億元、-25.6%であった。

²⁰ 主な支出は、教育 2 兆 7748 億元、前年比 4.2%増、科学技術 6730 億元、15.3%増、文化・スポーツ・メディア 2737 億元、4%増、社会保障・雇用 2 兆 4374 億元、7.1%増、医療衛生・計画出産 1 兆 4104 億元、5.8%増、省エネ・環境保護 4876 億元、8.2%、都市・農村コミュニティ 2 兆 904 億元、3%増、農林・水産 1 兆 6842 億元、10.7%増、交通・運輸 9770 億元、6.5%増、債務利払い 6908 億元、20.6%増である。

²¹ 2017 年は 1351 万人である。

(9) 社会電力使用量

11月は前年同期比6.3%増である。うち、第1次産業は11.6%増、第2次産業は6.0%増、第3次産業は9.2%増、都市・農村住民生活用は4.6%増であった。

1-11月期は前年同期比8.5%増である。うち、第1次産業は10.0%増、第2次産業は7.1%増、第3次産業は12.8%増、都市・農村住民生活用は10.5%増であった。

(参考) (2017年6.6%) 1-2月13.3%→2月2%→3月3.6%→4月7.8%→5月11.4%→6月8.0%→7月6.8%→8月8.8%→9月8%→10月6.7%→11月6.3%

(10) 輸送

1-11月期の鉄道貨物輸送量は36.79億トン、前年同期比8.7%増であった。11月の鉄道貨物輸送量は3.51億トン、前年同月比14%増であった。

1-11月期の道路貨物輸送量は359.92億トン、同7.5%増であった。11月の道路貨物輸送量は37.2億トン、同5.7%増であった。

1-11月期の全社会貨物輸送量は460.87億トン、同7.2%増であった。11月の全社会貨物輸送量は47.23億トン、同6.5%増であった。

(参考) 鉄道貨物：(2017年10.7%) 1月9.4%→1-2月期8.8%→1-3月期7.7%→1-4月期6.1%→1-5月期7.2%→1-6月期7.7%→1-7月期7.9%→1-8月期7.7%→1-9月期7.9%→1-10月期8.2%→1-11月期8.7%

道路貨物：(2017年10.1%) 1月17.3%→1-2月期7.4%→1-3月期7.4%→1-4月期7.8%→1-5月期8%→1-6月期7.7%→1-7月期7.5%→1-8月期7.4%→1-9月期7.5%→1-10月期7.7%→1-11月期7.5%

全社会貨物：(2017年9.3%) 1月13.9%→1-2月期6.3%→1-3月期6.3%→1-4月期6.6%→1-5月期7%→1-6月期6.9%→1-7月期6.8%→1-8月期6.9%→1-9月期7%→1-10月期7.3%→1-11月期7.2%

(11) 所得

1-9月期の都市住民1人当たり平均可処分所得は2万9599元であり、前年比実質5.7% (名目7.9%) 増加した²²。

農民1人当たり可処分所得は1万645元であり、同実質6.8% (名目8.9%) 増加した²³。農民の収入の伸びが都市住民の収入の伸びを上回った。出稼ぎ農民(1億8135万人)の月平均収入は3710元、名目7.3%増であった。

都市・農村1人当たりの可処分所得格差は、2.78:1である(前年同期より0.03ポイント縮小)²⁴。

全国住民1人当たりの可処分所得は2万1035元であり、実質6.6%増(名目8.8%増)で

²² 2017年は実質6.5%増。2018年1-6月期は5.8%増。

²³ 2017年は実質7.3%増。

²⁴ 2017年は2.71:1である。

あった²⁵。うち、賃金所得は1万1984元、名目8.8%増、経営純所得は3437元、名目7.0%増、財産純所得は1735元、名目10.6%増、移転純所得は3879元、名目9.5%増である。全国住民1人当たり可処分所得の中位数は1万8236元であり、名目8.7%増である。

1-9月期の住民1人当たり消費支出は1万4281元、実質6.3%（名目8.5%）増加し、都市住民1人当たり消費支出は1万9014元、実質4.3%（名目6.5%）増²⁶、農民1人当たり消費支出は8538元、実質9.8%（名目12.0%）増であった。

II. 中国経済のキーワード

1. 経済の新常態

経済の新常態の下では、「4つの転換」が進むこととなる。

- ①成長速度は、高速から中高速へ転換。
- ②発展方式は規模・速度型から、質・効率型に転換。
- ③経済構造調整はフロー・能力拡大から、主としてストック調整・フロー最適化の併存へと転換。
- ④発展動力は主として資源・低コスト労働力等の要素投入への依存から、イノベーション駆動に転換。

2. 5大発展理念

第13次5ヵ年計画は、経済が新常態に入って最初の5ヵ年計画であるため、5つの新しい発展理念を提起した。

これは、2015年の党5中全会で、習近平総書記が新たに提起したものである。計画要綱は、「発展目標を実現し、発展の難題を解決し、発展の優位性を深く根付かせるには、イノベーション・協調・グリーン・開放・共に享受という新発展理念を牢胡に樹立し、貫徹実施しなければならない」とする。各発展理念の解説は以下のとおりである。

（1）イノベーション

イノベーションは、発展をリードする第一の動力である。イノベーションを国家発展の全局の核心に位置づけ、理論・制度・科学技術・文化の刷新等各方面のイノベーションを不断に推進し、イノベーションを党・国家の一切の活動に貫徹させ、イノベーションを全社会の盛んな風潮としなければならない。

（2）協調

協調は、持続的で健全な発展の内在的欲求である。中国の特色ある社会主義事業の総体的配置をしっかりと把握し、発展における重大な関係を正確に処理し、都市・農村と地域の協調

²⁵ 2017年は実質6.5%増、2018年1-6月期は6.6%増である。

²⁶ 2018年1-6月期は4.7%増。

発展を重点的に促進し、経済社会の協調発展を促進し、新しいタイプの工業化・都市化・農業現代化の同歩調による進展を促進し、国家のハードな実力を増強すると同時に国家のソフトな実力の向上を重視して、発展の全面性を不断に増強しなければならない。

(3) グリーン

グリーンは、永続的に発展する必要条件と、人民が追求する素晴らしい生活の重要な体現である。資源節約と環境保護という基本的国策を堅持し、持続可能な発展を堅持し、生産が発展し、生活が豊かになり、生態が良好な文明発展の値を断固として歩み、資源節約型・環境友好型社会の建設を加速し、人と自然の調和のとれた発展・現代化建設の新たな構造を形成し、美しい中国の建設を推進し、地球生態の安全のために新たに貢献しなければならない。

(4) 開放

開放は、国家繁栄・発展のために必ず通るべき道である。わが国経済が世界経済に深く融け入っている傾向に順応し、互惠・ウインウインの開放戦略を励行し、内需・外需の協調、輸出入のバランス、導入と海外進出の双方重視、資金と技術・知識の導入の併用を堅持し、更にハイレベルの開放型経済を発展させ、グローバル経済のガバナンスと公共財供給に積極的に参加し、グローバル経済のガバナンスにおけるわが国の制度上の発言権を高め、広範な利益共同体を構築しなければならない。

(5) 共に享受

共に享受することは、中国の特色ある社会主義の本質的要求である。「発展は人民のため、発展は人民に依拠し、発展の成果は人民が共に享受する」ことを堅持し、より有効な制度手配を行い、全人民が共に建設し、発展の中でより多くの獲得感を共に享受させるようにし、発展の動力を増強し、人民の団結を増進し、共同富裕の方向に向けて着実に前進しなければならない。

要綱は、「新発展理念は、内在的に連係した集合体であり、第13次5ヵ年計画さらには、より長期にわたるわが国発展の考え方・発展の方向・発展の注力点の集中的な体現であり、第13次5ヵ年計画期間の経済社会発展の各分野・各部分に貫徹させなければならない」としており、5大発展理念が長期の指導思想であることを強調している。

Ⅲ. 習近平経済思想

2017年10月の第19回党大会で、習近平「新時代の中国の特色ある社会主義」思想が採択されたが、その後12月の中央経済工作会議と人民日報社説2017年12月21日（以下「社説」）において、習近平「新時代の中国の特色ある社会主義」経済思想（以下「習

近平経済思想)が提起された。本年3月5日に李克強総理が全人代に対して行った「政府活動報告」においても、これを真剣に貫徹しなければならない、とされている。

では、習近平経済思想とはどういう思想なのか。これまでの一連の議論を踏まえると、以下のようにまとめることができる。

1. 時代認識

中央経済工作会議では、まず「中国の特色ある社会主義は新時代に入り、わが国経済の発展も新時代に入り、わが国経済は既に高速成長段階から質の高い発展の段階に転換している」という時代認識が示された。

従来の「新常态」は、「中国経済が高速成長から中高速成長に転換している」という認識を示していた。「中高速成長」が「質の高い発展」に置き換えられたことにより、「新常态」は「新時代」に置き換えられたのである。今後、「新常态」の使用頻度は次第に減少するであろう。

2. 習近平経済思想の内容

(1) 主要な内容

中央経済工作会議は、習近平経済思想の主要な内容は、2015年の党5中全会で習近平総書記が提起した、5大新发展理念であり、これを体現したものが「質の高い発展」であるとする。

「社説」は、「質の高い発展とは、人民の日増しに増大する素晴らしい生活への需要を好く満足できる発展であり、新发展理念を体現した発展であり、イノベーションを第1の動力とし、協調を内生的な特徴とし、グリーンを普遍的な形態とし、開放を通るべき必然の道とし、共に享受することを根本目的とする発展である」とまとめている。

(2) その他の重要な内容

「社説」によれば、5大新发展理念以外には、次の項目が、習近平経済思想の主要な内容となる。

- ①経済政策に対する党中央の集中的・統一的な指導を強化する。
- ②人民を中心とする発展思想を堅持し、「五位一体」(経済建設・政治建設・文化建設・社会建設・生態文明建設を一体的に進めること)の総体的手配を統一的に企画推進し、「四つの全面」(小康社会の全面的実現、改革の全面的深化、法に基づく国家統治の全面的推進、全面的な厳しい党内統治)の戦略的手配を協調して推進する。
- ③資源配分において市場の決定的役割を発揮させ、政府の役割を更に好く発揮する。
- ④わが国の経済発展の主要矛盾が、人民の日増しに増大する素晴らしい生活への需要とアンバランス・不十分な発展の間の矛盾へと変化していることに適応して、マクロ・コントロールを整備し、サプライサイド構造改革の推進を経済政策の主線とする。

- ⑤問題志向により経済発展の新戦略を手配する。
- ⑥正確な政策の策定・方法を堅持し、安定の中で前進を求め、戦略の底力を維持し、最低ラインを守るという考え方を堅持する。
- ⑦経済発展の新常態に適応し、これを把握・リードすることを堅持する。

3. 習近平経済思想の目標

(1) 戦略目標

習近平経済思想の戦略目標は、2035年までに現代化した経済システムを建設することである。

「社説」は、「質の高い発展を推進するには、現代化した経済システムを建設しなければならない、これはわが国発展の戦略目標である」とする。物質・文化・生活のみならず、民主・法治・公平・正義・安全・環境にまで多様化・高度化した人民の需要を満足できるのが、現代化した経済システムなのである。

習近平総書記は、2018年1月30日の中共中央政治局集団学習会で「現代化した経済システムの建設」を取り上げ、「国家が強くなるには、経済システムが強くなければならない」と強調した。

彼によれば、「現代化した経済システム」は、次の7つのシステムが1つとなった有機的総合体である。

①イノベーションがリードし、協同発展する産業システム

実体経済、科学技術イノベーション、現代金融、人材資源の協同発展を実現しなければならない。

②統一・開放され、競争が秩序立った市場システム

市場への参入がスムーズで、市場の開放が秩序立ち、市場の競争が十分で、市場の秩序が規範化されていることを実現しなければならない。

③効率を体現し、公平を促進する所得分配システム

所得分配が合理的で、社会が公平で正義があり、全人民が共同富裕であることを実現しなければならない。

④優位性が顕著で、協調して連動する都市・農村と地域の発展システム

地域の良性の相互作用、都市・農村の融合した発展、陸・海の統一された全体としての最適化を実現しなければならない。

⑤資源が節約され、環境に友好的なグリーン発展システム

グリーン・循環・低炭素の発展、人と自然の調和のとれた共生を実現しなければならない。

⑥多元化しバランスが取れ、安全で効率が高い全面的な開放システム

よりハイレベルの開放型経済を発展させ、構造の最適化・深い展開・効率向上への方向転換に向けて開放を推進しなければならない。

⑦市場の役割（注）が十分発揮され、政府の役割がより好く発揮された経済体制

市場メカニズムが有効で、マイクロ主体に活力があり、マクロ・コントロールが適度であることを実現しなければならない。

(注) 2013 年党 3 中全会で用いられた「市場の決定的役割」という表現が用いられていないことに注意。

(2) 当面の重点目標

2020 年までの 3 つの堅塁攻略戦に勝利しなければならないとされた。

① 重大リスク防止・解消

重点は金融リスクの防止・コントロールである。「マクロのレバレッジ率を有効にコントロールし、実体経済への金融のサービス能力を顕著に増強し、システムリスクを有効に防止・コントロールしなければならない」とする。

② 精確な脱貧困

「特定の貧困層への精確な貧困支援に狙いを定め、貧困が深刻な地域に集中的に力を発揮し、脱貧困の質を高めなければならない」とされる。

③ 汚染対策

重点は、青空防衛戦に打ち勝つことである。「汚染対策を強化することにより、主要汚染物質排出総量を大幅に減少させ、生態環境の質を総体として改善しなければならない」とされる。

まとめ

要するに、習近平経済思想とは、5 大新発展理念（イノベーション・協調・グリーン・開放・成果を共に享受）を軸とした質の高い発展によって、人民の日増しに増大する素晴らしい生活への多様化・高度化した要求を十分満足させられる現代化した経済システムを、党の集中・統一的な指導により 2035 年までに実現し、21 世紀中葉への強国化に備えようとするものといえよう。

IV. 2019 年の経済政策

2018 年 12 月 19—21 日に、党中央・国務院により、19 年の経済政策の方針を決める中央経済工作会議が開催された。その概要は以下のとおりである²⁷。

1. 経済情勢の認識

(1) 概括

「2018 年は、19 回党大会精神のスタートの年であった。習近平同志を核心とする党中央の堅固な指導の下、全党全国は 19 回党大会が行った戦略的手配を実施し、安定の中で前進

²⁷ なお、特殊専門用語は、「中国通信」訳を適宜参考にしている。

を求めるといふ政策の総基調を堅持し、質の高い発展の要求に基づき、外部環境の深刻な変化に有効に適応し、困難に立ち向かい、着実に政策を実施した。マクロ・コントロール目標はかなり好く達成され、3大堅塁攻略戦のスタートは良好であり、サプライサイド構造改革は深く推進され、改革・開放の程度は増大した。米中経済貿易摩擦に穏当に対応し、人民の生活は引き続き改善され、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持し、小康社会の全面的実現という目標に向かって新たな歩みを踏み出した。この成績は容易なものではなかった」。

非常に困難な外部環境の中で、成績を上げたことを強調している。これは、米中経済摩擦の激化を反映したものであろう²⁸。

(2) 規律性の認識

「1年間、我々は実践の中で新情勢下の経済政策に対する規律性の認識を深めた。

- ① 党中央の集中・統一的思想を堅持し、航行の舵取りの役割を發揮しなければならない。
- ② 長期の大勢から当面の情勢を認識し、わが国が長期に好い方向へと発展する将来見通しをはっきり認識しなければならない。
- ③ マクロ・コントロールの程度を精確に把握し、主動的に事前調整・微調整を行い、政策の協同を強化しなければならない。
- ④ 社会の関心に遅滞なく対応し、市場の予想を的確・主動的に誘導しなければならない。
- ⑤ 各方面の積極性を十分に動員し、全局の政策の強大な合成力を形成しなければならない。

この「規律性の認識」は、新しい表現である。2018年の経済減速の中で、構造的脱レバレッジ政策と成長安定政策の協調・バランスの必要性などが、改めて認識されたのである。

(3) 試練・困難への対応

「成績を十分肯定すると同時に、経済運営に安定の中で変化があり、変化の中に憂いがあり、外部環境は複雑・峻厳であり、経済下振れ圧力に直面していることを見て取らなければならない。

これらの問題は、前進中の問題であり、短期もあれば長期もあり、周期性のものもあれば構造的なものもある。憂患意識を増強し、主要な矛盾をしっかりと把握し、これを的確に解決しなければならない。

わが国の発展はなお、長期に重要な戦略的チャンスの時期にある。世界は百年来の大きな局面の変化に直面しており、変局の中で危機とチャンスが共生・併存している。これは、中華民族の偉大な復興に重大なチャンスをもたらすものである。

²⁸ 本部のうち「」部分は、本文の引用、その他はコメントである。下線部は2018年の特徴的部分である。

うまく危機をチャンスに変え、危機を安全に転じ、重要な戦略的チャンスの時期の新たな内容をしっかり把握し、経済構造の最適化・グレードアップを加速し、科学技術イノベーション能力を高め、改革・開放を深化させ、グリーン発展を加速し、世界経済のガバナンスシステムの変革に参加し、プレッシャーを経済の質の高い発展の推進を加速する動力に変えなければならない」。

経済運営に変化・憂いがあり、下振れ圧力があることを認めながらも、世界は百年来の大きな局面の変化に直面しているとし、危機をチャンス・安全に変え、プレッシャーを経済の質の高い発展の推進動力に変えることができれば、なお重要な戦略的チャンスの時期にあるという認識を崩していない。ただそのためには、経済構造調整と改革・開放の深化が必要であることを明記している。これは改革・開放派の巻き返しの結果であろう。

2. 2019年の経済政策の基本方針

「来年は、新中国成立 70 周年であり、小康社会の全面的実現のカギとなる年であり、経済政策をしっかりと行うことは極めて重要である。

習近平『新時代中国の特色ある社会主義』思想を導きとし、19 回党大会と 19 期 2 中全会・3 中全会精神を全面的に貫徹し、『五位一体』²⁹の総体手配を統一的に企画・推進し、『四つの全面』³⁰の戦略的手配を協調的に推進しなければならない。

①安定の中で前進を求めるという政策の総基調を堅持し、②新発展理念を堅持し、③質の高い発展の推進を堅持し、④サプライサイド構造改革を主線とすることを堅持し、⑤市場化改革の深化・ハイレベルの開放拡大を堅持しなければならない。

現代化した経済システムの建設を加速し、3 大堅塁攻略戦を引き続きしっかり戦い、マクロ・コントロールを刷新・整備し、安定成長・改革促進・構造調整・民生優遇・リスク防止の政策を統一的に企画・推進し、経済運営を合理的な区間に維持しなければならない。

雇用・金融・対外貿易・外資・投資・予想を一層安定させ、市場のコンフィデンスを奮い立たせ、人民大衆の獲得感・幸福感・安全感を増強し、経済の持続的で健全な発展と社会の大局的安定を維持し、小康社会の全面的実現のために決定的基礎を打ち立て、卓越した成績で中華人民共和国成立 70 周年を慶祝しなければならない」。

ここに記された「5 つの堅持」「6 つの安定」が、2019 年のキーワードである。なお、「5 つの堅持」は、2018 年 12 月 11 日の党外人士座談会の時点では 4 つであったが、12 月 13 日の中共中央政治局会議で、「市場改革の深化・ハイレベルの開放拡大堅持」が追加された。これも改革・開放派の発言力が増している証左であろう。

²⁹ 経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、生態文明建設を一体的に進める。

³⁰ 小康社会の全面的に実現、改革の全面深化、法に基づく国家統治の全面推進、全面的な厳しい党内統治。

なお、2017年決定では、「習近平経済思想」が強調されていたが、2018年に「習近平〇〇思想」が乱立したこともあり、今回は習近平「新時代の中国の特色ある社会主義」思想に戻っている。

3. 基本政策

(1) マクロ政策

「マクロ政策は、景気変動と逆方向への（カウンターシクリカルな）調節を強化し、適時事前調整と微調整を行い、総需要を安定させなければならない」。

①積極的財政政策

「力を加え、効率を高め、より大規模な減税と費用引下げを実施し、地方政府の特別債券の規模をかなり大幅に増やさなければならない」。

減税と費用引下げを中心としつつ、収益性のある地方インフラ投資を増やすことにより、投資の下支えを図っている。

②穏健な金融政策

「緩和と引締めを適度にし、流動性の合理的充足を維持し、金融政策の伝達メカニズムを改善し、直接金融のウェイトを高め、民営企業、小型・零細企業の資金調達難と資金調達コスト高の問題をしっかりと解決しなければならない」。

2017年決定の金融政策から「中立性」が削除され、流動性については17年決定の「合理的な伸び」から「合理的な充足」と、より表現が緩和方向に修正されている。ただそれは、全面的緩和ではなく、流動性は主として民営企業、小型・零細企業に向けられている。

③構造政策

「体制メカニズムの建設を強化し、改革に向けた原動力を堅持し、国有企業、財政・金融、土地、市場参入、社会管理等の分野の改革を深化させ、競争政策の基礎的地位を強化し、公平な競争の制度環境を創造し、中小企業の急速な成長を奨励しなければならない」。

2017年決定では消費と民間投資の伸びが重視されていたが、今回はその前提となる改革の深化が強調されている。

④社会政策

「最低ラインを保障する機能を強化し、雇用を優先する政策を実施し、大衆の基本生活の最低ラインを確保し、サービスの中に管理を根付かせなければならない」。

会議では、2019年を「新中国成立70周年であり、小康社会の全面的実現のカギとなる年」と位置付けており、そのためには社会の大局的安定の維持が重視されているのである。

(2) サプライサイド構造改革

「わが国経済運営の主要な矛盾は、依然としてサプライサイドの構造によるものであり、サプライサイド構造改革を主線とすることを動揺させてはならず、より多く改革の方法を採用し、より多く市場化・法治化の手段を運用して、『強固・増強・向上・円滑』の面で努

力しなければならない」。具体的には、

①「過剰生産能力の削減、過剰住宅在庫の削減、脱レバレッジ、企業コストの引下げ、脆弱部分の補強」の成果を強固にしなければならない

「より多くの生産能力過剰業種の清算処理を加速し、全社会の各種ビジネスコストを引き下げ、インフラ等の分野の脆弱部分補強を強化しなければならない」。

5大任務の中で、住宅在庫は減少を続けているため、明記されていない。

②ミクロ主体の活力を増強しなければならない

「企業・企業家の主観的能動性を発揮させ、公平・開放・透明な市場ルールと法治化されたビジネス環境を確立し、プラスの奨励と優勝劣敗を促進し、より多くの質の優れた企業を発展させなければならない」。

ミクロ主体の主役は民営企業である。このため、従来は国有企業の強大化・優良化が強調されがちであったが、今回は「企業」とし、所有制の差を設けていない。

③産業チェーンの水準を向上させなければならない

「技術革新と規模の効果が形成する新たな競争優位性の利用を重視し、新たな産業集積群を育成・発展させなければならない」。

サプライサイド構造改革の中に産業政策の概念が導入された。米中経済摩擦が激化する中で、産業チェーンの断裂を防ぐことが重要となってきたのであろう。

④国民経済の循環を円滑にしなければならない

「統一的に開放され、競争が秩序立った現代市場システムの建設を加速し、金融システムが実体経済にサービスする能力を高め、国内市場と生産主体、経済成長と雇用拡大、金融と実体経済の良性の循環を形成しなければならない」。

新たに「国民経済の良性の循環」という概念が導入された。対外環境が厳しさを増す中で、内需主導による効率・質の高い成長が重視されている。

(3) 3大堅塁攻略戦

「2019年は、際立った問題に対し、重点戦役をしっかりと戦わなければならない」。具体的には、

①重大リスクの防止・解消

「構造的脱レバレッジの基本的考え方を堅持し、金融市場の異常な変動と共振を防止し、地方政府債務リスクを穏当に処理し、『断固として、コントロール可能に、秩序立てて、適度に』行う」。

構造的脱レバレッジを維持しつつも、2018年の金融市場の動揺を踏まえ、「適度」なものにやや緩和されている。

②脱貧困

「一気呵成に、『2つに憂いなく、3つを保障する』³¹の実現で直面している際立った問題

³¹ 衣食の心配をせず、義務教育・基礎医療・住宅の安全を保障する。

を重点的にしっかり解決し、『3区3州』³²など貧困が深刻な地域と特殊貧困層の脱貧困を強化し、貧困人口の貧困への逆戻りを減少・防止し、所得水準がカード登録対象の貧困家庭よりやや高い場合に、政策支援が受けられない等の新たな問題を検討・解決しなければならない」。

最貧困層のみにターゲットを絞っても、それに続く貧困層への対策が疎かになれば、いったん最貧困層を解消しても、再び最貧困層に転落してしまう者がいることを認めている。

③環境対策

「青空防衛戦をしっかり戦う等の政策に焦点を絞り、政策と投入を強化しなければならない。同時に、統一的に企画し各方面を併せ考慮して、処置・措置が単純・粗暴となることを回避しなければならない。サービス意識を增強し、企業が環境対策解決方を制定することを援助しなければならない」。

地方政府による環境対策が、国有企業に比べ、民営企業の方に厳しく、それが民営企業の発展を阻害しているとも指摘されており、その是正が意識されている。

4. 2019年の重点政策任務

7つの任務が掲げられている。要点は以下のとおりである。

(1) 製造業の質の高い発展の推進

- ①先進製造業と現代サービス業の深い融合を推進し、断固として製造強国を建設しなければならない。
- ②企業の優勝劣敗を着実に推進し、「ゾンビ企業」の処理を加速し、退出実施弁法を制定し、新技術・新組織形式・新産業集積群の形成・発展を促進しなければならない。
- ③製造業の技術革新能力を增強し、開放され、協同し、効率の高い共生技術の研究開発プラットフォームを構築し、需要に導かれ、企業を主体とした産・学・研究機関が一体化した健全なイノベーションメカニズムを整備し、国家実験室を早急に配置し、国家重点実験室体系を再編し、中小企業のイノベーションへの支援を強化し、知的財産権の保護・運用を強化し、有効なイノベーション奨励メカニズムを形成しなければならない。

米中経済摩擦の中で「中国製造 2025」が攻撃の対象となっているが、「製造強国」路線は放棄されていない。ただ、サプライサイド構造改革に続き、ここでも新産業集積群の形成が記載されており、その中身が再検討されている可能性もある。

「ゾンビ企業」の処理は、サプライサイド構造改革ではなく、製造強国建設の文脈で記載されている。

また、イノベーションについては、国家主導による上からのイノベーションのみならず、

³² 「3区」は、①チベット自治区、②新疆南部の4地区・州、③青海・甘粛・四川・雲南省のチベット族集住地域。「3州」は、甘粛の臨夏回族自治州、支援の涼山イ族自治州、雲南の怒江リースー族自治州。

中小企業による下からのイノベーションも重視されている。さらに、米中経済摩擦を意識して、知的財産権保護も盛り込まれたが、これはイノベーション推進の文脈で語られている。

(2) 強大な国内市場の形成促進

①消費

「最終需要を満足させるよう努力し、製品の質を向上させ、教育、保育、養老、医療、文化、観光等のサービス業の発展を加速し、消費環境を改善し、個人所得税の特別付加控除政策をしっかりと実施し、消費能力を増強して、庶民が安心して食べ、気に入った衣服を着て、気持ちよく使用できるようにしなければならない」。

個人所得税については、2018年10月に課税最低限の引上げと低税率の所得層の拡大が前倒し施行されたが、19年は特別控除の拡大により可処分所得を増やすとともに、製品の質の向上、多様化と安心・安全の確保により、消費の刺激を図っている。

②投資

「わが国発展の現段階の投資需要の潜在力は依然巨大であり、投資のカギとなる役割を發揮させ、製造業の技術改造と設備更新を増やし、5G（第5世代移動通信システム）の実用化を加速し、AI(人工知能)、工業インターネット、IoT(モノのインターネット)等の新しいタイプのインフラ建設を加速し、大都市間交通、物流及び地方公共インフラ等への投資を強化し、農村インフラと公共サービスインフラの脆弱部分を補強し、自然災害対策能力を強化しなければならない」。

投資は2018年よりも強化される可能性があるが、その対象は第4次産業革命を強く意識したものとなっている。

(3) 農村振興戦略の着実な推進

- ①農業・農村の優先発展を堅持し、農業とりわけ食糧生産に確実に取り組み、農地と技術の向上で食糧生産を増やす取組みを推進し、「食糧・経済作物・飼料」の構成を合理的に調整し、質の優れたグリーン農産物の供給増加に力を入れなければならない。
- ②家庭農場、農民合作社等の新しいタイプの経営主体の育成を重視し、小農家の生産経営が直面する困難の解決を重視し、彼らを現代農業発展の大構造に引き入れなければならない。
- ③農村の居住環境を改善し、ゴミ・汚水処理、トイレ革命、村の容貌向上に重点的に取り組まなければならない。
- ④農村土地制度改革の3項目テスト³³の経験をしっかりと総括し、改革の成果を強固にして、農村土地制度改革を引き続き深化させなければならない。

³³ 農村土地収用、農村集団経営建設用地の市場取引、農村宅地制度の改善。

「トイレ革命」は、2018年に習近平総書記が強調していたものである。また、農村土地制度の改革は、かねてよりの懸案事項である。

(4) 地域の協調発展を促進

①西部大開発、東北全面振興、中部地域興隆、東部率先発展を統一的に企画推進しなければならない。

現在、北京・天津・華北、広東・香港・マカオ大湾区（大ベイエリア）、長江デルタ等の地域発展には、多くの新たな特徴が現れており、規模の経済効果が現れ始め、インフラの密度とネットワーク化が全面的に向上し、イノベーション要素が急速に集結し、新しいリード産業が急速に発展しており、これらの地域を質の高い発展をリードする重要な動力源としなければならない。

②中心都市の放射動力を増強し、質の高い発展の重要な推進助力を形成しなければならない。

③長江経済ベルトの発展を推進し、長江の生態環境の系統的な保護・修復を実施し、質の高い発展の推進に努めなければならない。

④都市化の進展を推進し、既に都市で就業している、農業からの移転人口の都市戸籍取得政策にしっかり取り組み、2020年の1億人都市戸籍取得目標の実施を督促し、大都市の精緻化した管理水準を高めなければならない。

東北地方については、これまでの「旧工業基地の振興」から「全面振興」に改められた。2017年会議に記載された「雄安新区」「一帯一路」の記述は、今回は削除されている。

(5) 経済体制改革の加速

「骨組み部分の改革を深化させ、ミクロ主体の活力増強を重点とし、関連改革を深く実際に進めなければならない」。各項目については、

①国有資本と国有企業改革を加速しなければならない

「政府と企業の分離、政府と資本の分離、及び公平競争の原則を堅持し、国有資本を強大で優れたものとし、企業管理から資本管理への転換を加速し、混合所有制改革を積極的に推進し、鉄道総会社の株式制改造を早急に推進しなければならない」。

海外から批判の強い、政府と企業の癒着については、分離の方針を維持することとされた。また、強化の対象は「国有企業」ではなく「国有資本」であり、国有企業管理から国有資本管理へ転換するという19回党大会の方針は、2019年も推進されることになった。

鉄道総公司改革について新たに言及されたが、鉄道網の急速な拡張については、新たな債務リスクの増大も懸念されている。

②民営企業の発展を支援しなければならない

「法治化した制度環境を作り上げ、民営企業家の人身の安全と財産の安全を保護しなければならない」。

2018年11月1日の「民営企業座談会」の内容が盛り込まれた。

③金融システム構造の調整・最適化を重点として金融体制改革を深化させなければならない

「1）民営銀行とコミュニティ銀行を発展させ、都市商業銀行、農村商業銀行、農村信用社の業務を徐々に原点回帰させなければならない。

2）金融インフラを整備し、監督管理とサービス能力を強化しなければならない。

3）改革深化を通じて、規範化され、透明で、開放され、活力があり、強靱性を有する資本市場を作り上げ、上場会社の質を高め、取引制度を整備し、より多くの中長期資金の参入を誘導し、上海証券取引所において科学技術ベンチャーボード開設と登録制試行の早急な実施を推進しなければならない」。

民営企業、小型・零細企業と「三農」への融資業務強化の方向を明確にしている。また、2018年は株式市場が動揺したことから、資本市場の強化を図っている。

④財政・税制改革を推進しなければならない

「健全な地方税体系を整備し、政府の起債による資金調達メカニズムを規範化しなければならない」。

依然地方政府の債務管理が重要な課題であることを示している。

⑤政府機能を確実に転換しなければならない

「資源に対する政府の直接配分を大幅に減らし、実施中と事後の監督管理を強化し、およそ市場が自主的に調節できるものは市場により調節させ、およそ企業ができる事は企業にやらせなければならない」。

「資源配分における市場の決定的役割発揮」という表現は用いられていないものの、市場化改革の方向を改めて強調している。ここでいう「企業」には、当然民営企業も含まれる。

（6）全方位対外開放の推進

①新情勢に適応し、新たな特徴を把握して、製品と生産要素の流動型開放から、ルール等の制度型開放への転換を推進しなければならない。

②市場参入を緩和し、参入前の国民待遇にネガティブリスト管理制度を加えた制度を全面的に実施し、中国における外資の合法的権益とりわけ知的財産権を保護し、より多くの分野での独資経営実行を認めなければならない。

③輸出入貿易を拡大し、輸出市場の多元化を推進し、輸入段階での制度的コストを削減しなければならない。

④「一帯一路」共同建設推進に際しては、企業の主体的役割を發揮させ、各種リスクを有効に管理・コントロールしなければならない。第2回「一帯一路」国際協力サミットを入念

に準備・開催しなければならない。

- ⑤人類運命共同体の構築を推進し、WTO改革に積極的に参加し、貿易・投資の自由化・円滑化を促進しなければならない。
- ⑥アルゼンチン米中首脳会談におけるコンセンサスを実施し、米中経済貿易交渉を推進しなければならない

対外開放については、これまでの製品と生産要素の流動型開放から、ルール等の制度型開放に転換する方針を明らかにした。具体的な開放内容は、これまで様々な場で公表されてきたものが掲げられている。さらなる追加内容は、米中経済貿易交渉の結果次第ということであろう。

また、米国に配慮し、改めて知的財産権保護を盛り込んだ。米国の『『一帯一路』は国家主導による借金づけ政策』という批判に対しては、企業を主体とし、各種リスクへの有効な管理・コントロールを強調し、相手国の債務事情にも配慮する姿勢を示している。米中経済摩擦については、2018年は「米中経済貿易摩擦に穏当に対応した」とし、19年は米中首脳合意を履行するとともに米中経済貿易交渉を推進すると、抑えたトーンとなっている。

このように、今回の決定には米国にかなり配慮した記述がみられる。

(7) 民生の保障・改善の強化

- ①制度を整備し、最低ラインをしっかりと守り、各種民生政策を心をこめてしっかりと実施しなければならない。
- ②雇用の安定を際立てて位置づけ、大学等卒業生、出稼ぎ農民、退役軍人等の集団の雇用を重点的にしっかりと解決しなければならない。
- ③就学前教育、農村貧困地域の児童の早期発展、職業教育等への投入を増やさなければならない。
- ④老人介護システムを整備し、大都市の介護難問題の解決に努力しなければならない。
- ⑤食品・薬品の安全、安全生産・交通安全に、より力を入れてしっかりと取り組まなければならない。
- ⑥社会保障制度改革を深化させ、省レベルでの統一的企画を加速する基礎の上に、年金保険の全国統一を推進し、より多くの救命・救急の良い薬品を医療保険に組み入れなければならない。
- ⑦一部の国有資本を引き続き切り分けて、社会保障基金の充実に振り向けなければならない。
- ⑧不動産市場の健全な発展の長期メカニズムを構築し、「住宅は住むためのもので、投機のためのものではない」という位置づけを堅持し、都市の事情に応じて施策を行い、分類して指導し、都市政府の主体的責任を打ち固め、住宅市場システムと住宅保障システムを整備しなければならない。

2019年は建国70周年であるため、雇用の安定・社会の大局的安定が重視されている。雇用の中で、これまでの大学卒業生・出稼ぎ農民に加え、退役軍人が明記された。最近退役軍人の抗議活動が活発化し、社会の不安定要因となっているからであろう。

住宅市場については、投機を防ぐと同時に、価格の急落を懸念し、都市政府によるきめ細かい実情に応じた対策を要求している。

5. 総括

「わが国の発展は十分な強靱性・巨大な潜在力を有しており、経済が長期に好い方向に向かうという態勢に変化はない。

- ①マクロ政策・構造政策・社会政策の方向を全面的に正確に把握し、経済運営を合理的区間に確保しなければならない。
- ②積極的財政政策と穏健な金融政策をしっかりと実施し、雇用を優先する政策を実施し、より大規模な減税を推進し、より明白に費用を引き下げ、企業の資金調達難・資金調達コスト高の問題を有効に緩和しなければならない。
- ③ビジネス環境の最適化に力を入れ、『行政の簡素化・権限の委譲、開放と管理の結合、サービスの最適化』改革を深く推進し、新たな動力エネルギーの急速・壮大な発展を促進しなければならない。
- ④イノベーション駆動による発展戦略を実施し、イノベーションの能力・効率を全面的に高め、大衆による起業・万人によるイノベーションの水準を高めなければならない。
- ⑤小康社会の全面的実現の絶対任務に焦点を絞り、脱貧困堅塁攻略と農村振興を推進しなければならない。
- ⑥内需の潜在力を引き続き発揮させ、地域の協調発展を推進しなければならない。
- ⑦財政・税制・金融、国有資本・国有企業等の重点分野の改革を深化させ、民営企業の発展の障碍を断固として打破し、内生的動力を増強・発展させなければならない。
- ⑧よりハイレベルの対外開放を推進し、対外貿易の安定・外資の安定に力を入れなければならない。
- ⑨経済発展と環境保護を協同推進し、汚染対策と生態建設を強化しなければならない。
- ⑩基本を維持し、最低ラインに責任をもつことを際立たせ、民生をさらに好く保障・改善しなければならない。

この部分は、李克強総理の総括講話の概要であり、2019年政府活動報告の骨子を構成するものと考えられる。

6. むすび

「経済政策をしっかりと行うには、党中央の集中・統一的な指導を強化し、①経済政策への党

の指導能力・水準を高め、党の基本理論・基本路線・基本方略を動揺させないことを堅持し、②発展を党の執政・興国の第一重要任務とすることを堅持し、③経済建設を中心とすることを堅持しなければならない。幹部が責任を担い実行することを奨励し、創造的に貫徹実施することを奨励しなければならない。学習と調査研究を強化し、学習と実践の中で考えを探り、方法を考え、良好な輿論の環境を作り上げなければならない。

全党・全国は、習近平同志を核心とする党中央の周囲に緊密に団結し、上下心を一つにし、困難に立ち向かい、経済社会発展の卓越した成績をもって、中華人民共和国成立 70 周年を迎えなければならない。

ここでも、「党中央の集中・統一的な指導強化」が強調されている。ただし、そのために経済政策への党の指導能力・水準が向上しなければならないのである。